

指定相談支援事業に関するお知らせ

(特定相談支援事業・一般相談支援事業・障害児相談支援事業)

1. 事業運営と相談支援の質向上にむけたサポートを行います

(1) 仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修

仙台市障害者自立支援協議会 評価・研修部会において、研修体系の見直しを行いました。
令和2年度から新しい研修体系とカリキュラムにて実施いたします。

【研修体系】

- ① 「基礎編」と「実践編」に大別し、受講者がテーマや難易度に応じ選択して受講します。
- ② 目指す支援者像や受講履歴などを記入した本市作成の『研修手帳』を職員の人材育成のツールとしてご活用ください。
- ③ 各区障害者自立支援協議会で活躍する実践者を企画運営担当に加え、より実践ニーズに即した研修を官民協働で企画します。
- ④ 受講対象を“すべての障害福祉に関わる担い手”に拡大し、障害者福祉サービス事業所の支援員等と共に障害者ケアマネジメントを学びます。

【研修に関する情報】

仙台市障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/> (ホーム>くらしの情報>健康と福祉>障害のある方>支援・相談>支援センター>障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)>障害者ケアマネジメント従事者養成研修)

(2) 計画相談支援実務研修会

効率的かつ効果的な事業運営ができるよう、相談支援専門員同士のピアサポートを中心に、実践的なノウハウを学び合う研修会を開催しています。

【参考】令和元年度の研修会の実施状況

- ① 計画相談支援の運用等に係る説明会(5/30)
「計画相談支援運営ガイドブック」の説明、事業者同士のピアサポート活動報告
- ② 第1回(8/9)
(テーマ)障害者ケアマネジメントの基本を押さえた「サービス等利用計画」の作成について ～サービス等利用計画の書き方のポイント～
- ③ 第2回(10/10)
(テーマ)事業運営を安定させるための適切な報酬算定について ～新設加算の算定方法、地域相談支援・自立生活援助の実践報告～
- ④ 第3回(2/10)
(テーマ)サービス担当者会議の開催方法と個別支援計画と連動したチーム支援について ～会議運営のコツ、障害福祉サービス事業所との良好な連携についての共有～

(3) 『計画相談支援運営ガイドブック 平成31年度版』の発行

効率的で質の高い事業運営を安定して行っていくためのサポートブックとして、市内に所在する先進事業所の好事例をもとにガイドブックを作成しました。

【仙台市のホームページからダウンロードできます】

<https://www.city.sendai.jp/> (ホーム>事業所向け情報>福祉・医療>福祉>障害福祉サービス>計画相談支援運営ガイドブックについて)

2. サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の書類を適切にご提出ください

仙台市では、指定相談支援事業者が区役所等に提出する帳票等を定めています。計画作成や更新、モニタリング等の実施内容に応じ、各種帳票を提出してください。

No.	支給決定プロセス			指定事業者が区役所等へ提出する帳票								提出方法・期限		
	計画相談支援	障害福祉サービス	支給決定状況	様式1-1	様式1-2	別紙1	別紙2	様式2-1	様式2-2	様式3-1	様式3-2		提出帳票確認票	アセスメント票、ニーズ整理票、サービス等調整会議議事録等、独自様式
				サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(週間計画表)	申請者の状況(基本情報)	申請者の状況(現在の生活)	サービス等利用計画・障害児支援利用計画	サービス等利用計画・障害児支援利用計画(週間計画表)	モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用計画(週間計画表))	継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画(週間計画表)			
①	新規	・新規 ・更新 ・変更(サービスの種類・量の変更)	支給決定前	●	●	●	●					●	△	来所 サービス新規:個別に区役所等へ確認 サービス更新:サービス終期月の15日まで
			支給決定後					●	●				●	
②	更新 (終期月にはモニタリングを実施)	・更新	支給決定前	●	●	●	●			●		●	△	来所 サービス更新:サービス終期月の15日まで
			支給決定後					●	●			●		郵送可
③	モニタリング (計画・障害児相談支援の終期月以外)	・更新	支給決定前	●	●	●	●			●		●	△	来所 サービス更新:サービス終期月の15日まで
			支給決定後					●	●			●		郵送可
④	モニタリング (計画・障害児相談支援の終期月以外)	・変更(サービスの種類・量の変更)	支給決定前	●	●	○	○			●		●	△	サービスの大幅な変更がある場合:来所 サービス更新:サービス終期月の15日まで
			支給決定後					●	●			●		郵送可
⑤	モニタリング (計画・障害児相談支援の終期月以外)でモニタリング期間の変更	・軽微な変更(曜日や時間帯・事業所の変更のみ) ・変更なし	-			△	△			●	●	●		来所
⑥	モニタリング (計画・障害児相談支援の終期月以外)	・軽微な変更(曜日や時間帯・事業所の変更のみ) ・変更なし	-							○	○			

(●: 必須提出, ○: 事業者の作成は必須で区役所等へは必要に応じて提出, △: 必要に応じて提出)

3. 生活介護事業の利用相談時の留意点

本市では、主に特別支援学校高等部3年生を中心に、生活介護事業所の利用調整を行っていますが、必ずしもすべての方が希望する施設を利用できる状況にはありません。一方で、在宅期間が長期化している方や他市町村から転入した方などは、年度途中でも利用を開始する事例があります。一律に利用調整による対応とせず、個別の状況に応じ、管轄の区役所等にご相談ください。

【お願い】相談支援専門員が不足しています

本市では計画作成率が5割程度に留まり、計画作成を希望しても事業所を見つけられない市民の方がいらっしゃいます。指定相談支援事業所の新設や相談支援専門員の増員についてご検討をお願いします。

【相談窓口】 仙台市障害者支援課 (担当: 地域生活支援係) TEL: 214-8164
 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所 8F